



発行 東京都

目次

112

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…一

規則（教）

○東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………三

規程（交）

○東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………四

規程（水）

○東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………七

規程（下水）

○東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………八

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都公文書の管理に関する条例」を「東京都公文書等の管理に関する条例」に改める。

第二条第十八号中「保存」の下に「、移管」を加える。

第六条第五号中「引継ぎ」を「移管」に改める。

第八条の二第二項中「の保存期間」の下に「、条例第七条第二項に規定する保存期間満了後の措置」を加える。

第三十一条第二項中「及び第四十八条第一項」を「、第四十八条第一項」に改め、

「保存期間」の下に「及び条例第七条第二項の規定により定めた保存期間満了後の措置」を加える。

第三十八条第一項中「保存期間」の下に「、条例第七条第二項の規定により定める保存期間満了後の措置の種類」を加える。

第四十六条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（公文書の公文書館への移管）

第四十九条 主務課長は、条例第七条第二項の規定により保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められた公文書及び条例第十一条第一項の規定により公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとする。

2 主務課長は、前項の規定により公文書を移管しようとするときは、当該公文書の件名、条例第十条第三項の規定による利用の制限を行うことが適切である旨の意見（同項の規定により、当該制限を行うことが適切であると認める場合に限る。）その他の必要な事項を記載した起案文書によって当該移管する旨を決定するものとする。

第五十三条第一項中「含む。」は「は」の下に「、公文書館に移管する場合を除き」を加え、同条第七項中「起案文書」を「公文書」に、「公文書館長」を「公文書館の長」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

第六十四条を次のように改める。

(特別の管理がされている資料の取扱い)

第六十四条 条例第二条第二項第三号に規定する特別の管理がされている資料の取扱いに当たっては、条例及びこの規則の趣旨にのっとり、当該資料の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(出資等法人)

第六十四条の二 知事は、条例第十六条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

別表中「長期」を「三十年」に改める。

別記第五号様式甲を次のように改める。

第5号様式甲(第20条関係)

(表)

保存期間 文書記号・番号	年	保存期間満了後の措置 第 号	移行 経過	廃棄 施行	分類記号	年 月 日	引継ぎ
先方の文書	年 月 日	第 号	送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	
宛先		作成 宛先	送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	
決定権者	知 局 部 課 課代	作成 宛先	送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	
起案	局 部 (伊)	起案者 事務担当者 課 電話	送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	
審議	副 知 事	局長	送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	
協議 決定後披露			送達 年月日	受取 年月日	公印照合・押印	送達 年月日	

備考 裏面は、第5号様式乙(表)と同じ。

(日本産業規格A列4番)

43×18

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都文書管理規則第四十八条第一項の規定により定められた保存期間が長期の公文書については、この規則による改正後の東京都文書管理規則第四十八条第一項の規定により保存期間を三十年と定めたものとみなす。

規則(教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十条の二」に改める。

第一条中「東京都公文書の管理に関する条例」を「東京都公文書等の管理に関する条例」に改める。

第六条第四号中「、引継ぎ」を削り、同条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 東京都公文書館(以下「公文書館」という。)への公文書の移管に関すること。

第八条の二第二項中「の保存期間」の下に「、条例第七条第二項に規定する保存期間満了後の措置」を加える。

第二十九条第二項中「及び第四十六条第一項」を「、第四十六条第一項」に改め、「保存期間」の下に「及び条例第七条第二項の規定により定められた保存期間満了後の措置」を加える。

第三十六条第一項中「保存期間」の下に「、条例第七条第二項の規定により定める保存期間満了後の措置の種別」を加える。

第四十四条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第四十七条を次のように改める。

(公文書の公文書館への移管)

第四十七条 主務課長は、条例第七条第二項の規定により保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められた公文書及び条例第十一条第一項の規定により公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとする。

2 主務課長は、前項の規定により公文書を移管しようとするときは、当該公文書の件名、条例第十条第三項の規定による利用の制限を行うことが適切である旨の意見(同項の規定により、当該制限を行うことが適切であると認める場合に限る。)その他の必要な事項を記載した起案文書によって当該移管する旨を決定するものとする。

第五十一条第一項中「含む。」は「は」の下に「、公文書館に移管する場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

6 主務課長は、第二項の規定により公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめその件名を公文書館の長に通知するものとする。ただし、第四十六条第一項の保存期間が一年の公文書の場合は、この限りでない。

第五十一条の二を削る。

第六章中第六十一条の前に次の二条を加える。

(特別の管理がされている資料の取扱い)
第六十条の二 条例第二条第二項第三号に規定する特別の管理がされている資料の取扱いに当たっては、条例及びこの規則の趣旨にのっとり、当該資料の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(出資等法人)

第六十条の三 教育委員会は、条例第十六条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

別表中「長期」を「三十年」に改める。

別記第三号様式甲を次のように改める。

第3号様式甲(第18条関係)

(表)

保存期間	年	保存期間満了後の措置	号	移管	廃棄	分類記号	年	月	日	引継ぎ
文書記号・番号				理	決		年	月	日	
文取書抜のい		上の注意 付・施行		経	施行予定		年	月	日	
先方の文書	年	月	日	過	起		年	月	日	
				号	案		年	月	日	
				号	受		年	月	日	
宛先		発信者名		号	受		年	月	日	
決定権者	教	部	課	代	件	名				
起案	片	起案者	事務担当者	査	査					
審議	次	長	課	電話						
協議			課							
決定後供覧										

備考 裏面は、第3号様式乙(表)と同じ。

(日本産業規格A列4番)

43×18

附則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の東京都教育委員会文書管理規則第四十六条第一項の規定により定めた保存期間が長期の公文書については、この規則による改正後の東京都教育委員会文書管理規則(以下「新規規則」という。)第四十六条第一項の規定により保存期間を三十年と定めたとのみならず。
- 前項の規定により保存期間を三十年と定められたものとみなされた公文書における新規規則第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「保存期間が満了した年度の翌年度中に」とあるのは、「公文書館への移管の準備の完了後、」とする。

規程(交)

●交通局規程第三十六号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する

規程

東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に、「第四十三条の二」を「第四十三条の三」に改める。

第一条中「東京都公文書の管理に関する条例」を「東京都公文書等の管理に関する条例」に改める。

第五号中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 東京都公文書館（以下「公文書館」という。）への公文書の移管に関する事。

第七条の四第二項中「の保存期間」の下に「、条例第七条第二項に規定する保存期間満了後の措置」を加える。

第二十八条第二項中「及び保存期間」を「、保存期間及び条例第七条第二項の規定により定めた保存期間満了後の措置」に改める。

第三十五条第一項中「保存期間」の下に「、条例第七条第二項の規定により定める保存期間満了後の措置の種別」を加える。

第四十一条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四章第三節中第四十三条の次に次の一条を加える。

（公文書の公文書館への移管）

第四十三条の二 主務課長は、条例第七条第二項の規定により保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められた公文書及び条例第十一条第一項の規定により公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとする。

2 総務課長等は、前項の規定により公文書を移管しようとするときは、当該公文書の件名、条例第十条第三項の規定による利用の制限を行うことが適切である旨の意見（同項の規定により、当該制限を行うことが適切であると認める場合に限る。）その他の必要な事項を記載した起案文書によって当該移管する旨を決定するものとする。

第四十六条第一項中「含む。」は「」の下に「、公文書館に移管する場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

6 主務課長は、第二項の規定により公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめその件名を公文書館の長に通知するものとする。ただし、第四十三条第一項の保存期間が一年の公文書の場合は、この限りでない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（出資等法人）

第五十六条の二 局長は、条例第十六条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

別表中「長期」を「三十年」に改める。

別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

附則

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の東京都交通局文書管理規程第四十三条第一項の規定により定めた保存期間が長期の公文書については、この規程による改正後の東京都交通局文書管理規程（以下「新規規程」という。）第四十三条第一項の規定により保存期間を三十年と定めたものとみなす。

- 3 前項の規定により保存期間を三十年と定められたものとみなされた公文書における新規規程第四十三条の第二項の規定の適用については、同項中「保存期間が満了した年度の翌年度中に」とあるのは、「公文書館への移管の準備の完了後、」とする。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する

規程

東京都水道局文書管理規程（平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都公文書の管理に関する条例」を「東京都公文書等の管理に関する条例」に改める。

第五条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東京都公文書館（以下「公文書館」という。）への公文書の移管に関すること。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 公文書館への公文書の移管に関すること。

第六条の二第二項中「の保存期間」の下に、「公文書管理条例第七条第二項に規定する保存期間満了後の措置」を加える。

第二十一条第二項中「保存期間」の下に、「公文書管理條例第七条第二項の規定により定めた保存期間満了後の措置」を加える。

第二十八条第一項中「保存期間」の下に、「公文書管理條例第七条第二項の規定により定める保存期間満了後の措置の種類」を加える。

第三十五条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（公文書の公文書館への移管）

第三十七条 主務課長は、公文書管理條例第七条第二項の規定により保存期間満了後の措置として公文書館に移管

することが定められた公文書及び公文書管理條例第十一条第一項の規定により公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとする。

2 主務課長は、前項の規定により公文書を移管しようとするときは、当該公文書の件名、公文書管理條例第十条第三項の規定による利用の制限を行うことが適切である旨の意見（同項の規定により、当該制限を行うことが適切であると認める場合に限る。）その他の必要な事項を

記載した起案文書によって当該移管する旨を決定するものとする。

第四十条第一項中「ときは」の下に、「公文書館に移管する場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

7 主務課長は、第二項の規定により公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめその件名を公文書館の長に通知するものとする。ただし、第三十五条第一項の保存期間が一年の公文書の場合は、この限りでない。

第四十八条を次のように改める。

（出資等法人）

第四十八条 局長は、公文書管理條例第十六条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

別記第五号様式甲を次のように改める。

一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 東京都公文書館（以下「公文書館」という。）への公文書の移管に関する事。

第九条第二項中「の保存期間」の下に、「条例第七条第二項に規定する保存期間満了後の措置」を加える。

第三十五条第二項中「文書番号」の下に、「条例第七条第二項の規定により定めた保存期間満了後の措置」を加える。

第四十一条第一項中「定めた」を「定める」に改め、「保存期間」の下に、「条例第七条第二項の規定により定める保存期間満了後の措置の種類」を加える。

第四十二条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第四十九条から第五十一条までを次のように改める。

（公文書の公文書館への移管）

第四十九条 主務課長は、条例第七条第二項の規定により保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められた公文書及び条例第十一条第一項の規定により公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとする。

2 主務課長は、前項の規定により公文書を移管しようとするときは、当該公文書の件名、条例第十条第三項の規定による利用の制限を行うことが適切である旨の意見（同項の規定により、当該制限を行うことが適切であると認める場合に限る。）その他の必要な事項を記載した起案文書によって当該移管する旨を決定するものとする。

第五十条及び第五十一条 削除

第五十二条第一項中「含む。」は「は」の下に「、公文書館

に移管する場合を除き」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 主務課長は、前項の規定により公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめその件名を公文書館の長に通知するものとする。ただし、第四十二条の二第一項の保存期間が一年の公文書の場合は、この限りでない。

第六章中第六十二条の前に次の一条を加える。

（出資等法人）

第六十一条の二 局長は、条例第十六条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

別記第六号様式甲を次のように改める。

